

[カタログ] 危険物評価試験業務の紹介

危険物とは

消防法による定義

分類	定義	性質
第一類	酸化性固体	可燃物と混合され、加熱、衝撃等により分解することで極めて激しい燃焼を起こさせる危険性を有する固体。
第二類	可燃性固体	炎により着火しやすい或いは比較的低温で引火しやすい固体。
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質 (固体又は液体)	空气中で自然発火する危険性を有するもの又は水と接触して発火するもの、若しくは可燃性ガスを発生するもの。
第四類	引火性液体	引火性を有する液体。
第五類	自己反応性物質 (固体又は液体)	加熱分解等の自己反応により多量に発熱又は爆発的に反応が進行するもの。
第六類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しないが、可燃物と混合された際、その燃焼を促進する性質を有する液体。

業務内容

- ・危険物判定試験
 - 第二類(可燃性固体)
 - 第四類(引火性液体)
 - MSDS記載項目の試験も実施
- ・危険物データベース登録のための試験

試験項目概説

- ・引火点(タグ密閉式、セタ密閉式、クリーブランド開放式)
- ・小ガス炎着火試験
- ・性状
- ・発火点
- ・燃焼熱量
- ・融点
- ・動粘度
- ・水溶性試験



主要試験装置外観



タグ密閉式自動引火点試験器



セタ密閉式引火点試験器



クリーブランド開放式自動引火点試験器



ASTM 法自然発火試験器